

議案第58号

旧長船町公民館等解体工事に伴う工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び瀬戸内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第48号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 旧長船町公民館等解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 156,200,000円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 14,200,000円)
- 4 契約の相手方 瀬戸内市邑久町虫明531番地
株式会社松本工務店
代表取締役 松本 一
- 5 工 期 契約の日から令和7年2月28日まで

令和6年6月18日提出

瀬戸内市長 武久 顕也